

# 清水港港湾計画資料

－ 軽易な変更 －

平成 31 年 3 月

清水港港湾管理者

静岡県

## 目 次

1	変更理由	1
2	港湾施設の規模及び配置に関する資料	2
2-1	公共埠頭計画	2
2-2	小型船だまり計画	6
3	港湾の環境の整備及び保全に関する資料	8
3-1	港湾環境整備施設計画	8
4	土地造成及び土地利用計画に関する資料	9
4-1	土地造成及び土地利用計画の変更	9
4-2	土地造成及び土地利用計画	11
5	環境の保全に関する資料	12
5-1	環境への影響と評価	12
6	その他の資料	13
6-1	新旧法線対照図	13
6-2	静岡県地方港湾審議会委員名簿	14

## 1 変更理由

1. 既存の内貿埠頭機能の拡充と利便性向上を図るとともに、港における賑わい空間の創出のため、江尻地区において、公共埠頭計画、港湾環境整備施設計画、土地造成及び土地利用計画を変更する。
2. 利用漁業者からの要請に対応するため、江尻地区において、小型船だまり計画を変更する。

## 2 港湾施設の規模及び配置に関する資料

### 2-1 公共埠頭計画

#### (1) 計画変更の必要性

江尻地区の公共埠頭は、石油類や水産品等の内貿貨物の取扱いのほか、江尻地区を利用するタンカーや警戒船、廃油回収船、漁船等の小型船の休憩用岸壁として利用され、内航貨物船や小型船の多種多様な船舶が混在した利用となっている。

このような混在利用に伴い発生する貨物船と小型船との輻輳を解消し、江尻地区港内の適正な利用形態を確保するため、江尻地区の内貿埠頭を再編する必要がある。

よって、石油類や水産品等を取扱う既存の内貿埠頭機能の拡充、江尻地区を利用するタンカー等の小型船の利便性向上を図るとともに、江尻地区における賑わい空間の創出を図るため、公共埠頭計画を変更するものである。

水際に立地する魚市場・集客施設やフェリーターミナルへの通行等、賑わい空間の創出に伴い増加する交流人口に対する通行の安全性向上を図るため、水域の埋め立てにより、適正な埠頭用地を確保する。

## (2) 岸壁諸元の設定根拠

岸壁諸元の根拠となる対象船型は、下表のとおりとする。

水産物を扱う漁船、地区内の油槽タンクとの石油類の受払いを行うタンカー等の江尻地区を利用する小型船を対象とするほか、日の出地区に就航する同型のフェリーも対象とする。

表 2-1-1 対象船舶の諸元

対象船舶	船舶諸元			岸壁規格設定根拠
	船長	型幅	満載喫水	
440GT 級漁船	58.0m	9.0m	4.0m	江尻 8 号岸壁延長
500GT 級漁船	58.0m	9.1m	4.0m	江尻 9 号岸壁延長
1,500GT 級フェリー	83.0m	14.0m	3.8m	江尻 10 号岸壁延長 江尻 11-12 号岸壁連続使用
1,000DWT 級貨物船	64.0m	10.0m	2.9m	江尻 11 号岸壁延長
190DWT 級タンカー	33.0m	6.7m	2.3m	江尻 12 号岸壁延長

(3) 今回計画する公共埠頭の規模及び配置

今回計画する公共埠頭の規模及び配置は次のとおりである。

表 2-1-2 今回計画する公共埠頭の規模及び配置

地区名	施設名	規模	計画種類	施設の規模及び配置の考え方
江尻	江尻 6・7 号岸壁 ※略号:E6・7	水深 4.5m、延長 139m 2 バース	既設の変更計画	江尻 8～10 号岸壁の前出しに伴い当該岸壁の延長を 10m 縮小する。
	江尻 8～10 号岸壁 ※略号:E8～10	水深 4.5m、延長 260m 3 バース	既設の変更計画	江尻地区を利用する漁船による水産品の取扱いやフェリーの船型に対応した規模を確保し、江尻 8～10 号岸壁(既設廃止)の前出し法線箇所に配置する。
	江尻 11・12 号岸壁 ※略号:E11・12	水深 4.5m、延長 130m 2 バース	新規計画	当該岸壁を利用する貨物船やタンカーの船型に対応するほか、江尻地区を利用する警戒船及び廃油回収船の同時接岸、フェリーの船型に対応した規模を確保し、江尻 13 号岸壁(既設)西側の埋立法線箇所に配置する。
	江尻 17・18 号岸壁 ※略号:E17・18	水深 6.5m、延長 185m 2 バース (うち 160m 既設)	既設の変更計画	江尻船だまりの船揚場計画の変更に伴い廃止となる岸壁延長分(25m)については、江尻 18 号岸壁取付護岸の一部を岸壁化することで、既設岸壁と同じ延長を確保する。
	埠頭用地	面積 17.8ha (荷さばき・保管施設用地)	既定計画の変更計画	石油類の受払いや水産品の取扱い、フェリー等の入出港時における作業用スペース等、多目的な利用形態に対応するため用地を一体的に確保する。

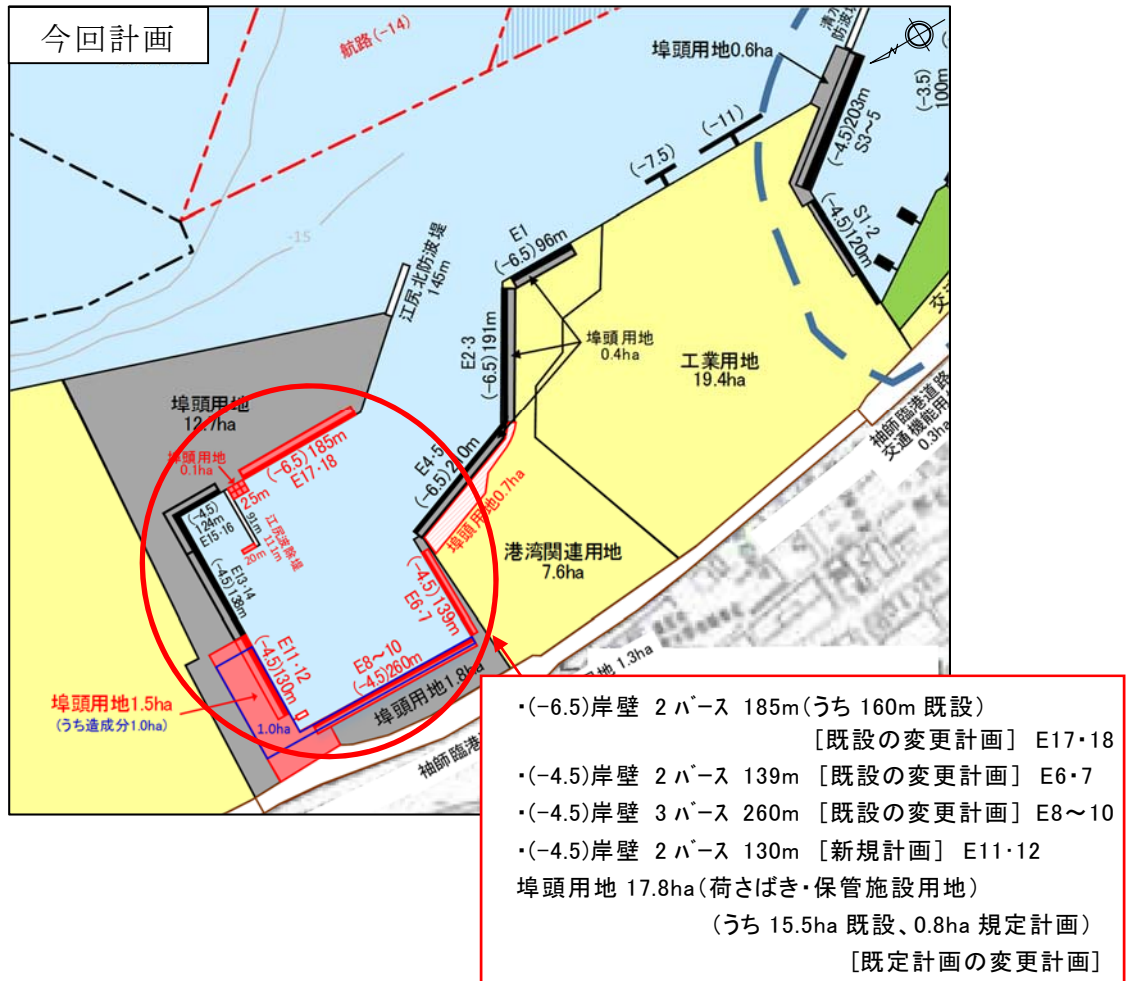


図 2 - 1 - 1 今回計画する公共埠頭計画の位置図

## 2-2 小型船だまり計画

### (1) 計画変更の必要性

江尻船だまりを利用する漁業者からの要請に対応し、漁船の利便性向上を図るため、小型船だまり計画の変更が必要である。

### (2) 変更する小型船だまりの現況

変更する小型船だまりの現況は次のとおりである。

表 2-2-1 変更する小型船だまりの現況

地区名	施設名	船舶種類	隻数	施設規模	状況
江尻	江尻船だまり	漁船 ・休憩用	5隻	岸壁(-4.5)124m 江尻波除堤 91m 船揚場 20m	既設 既設 既定計画

### (3) 収容計画隻数の考え方

収容計画隻数の考え方は次のとおりである。

表 2-2-2 収容計画隻数の考え方

種類	利用目的	収容計画隻数		収容計画隻数の考え方
		既定計画	今回計画	
漁船	休憩用	5隻	7隻	現状の利用状況を踏まえ、収容隻数を設定。

### (4) 変更する小型船だまりの規模及び配置

変更する小型船だまりの規模及び配置は、次のとおりである。

表 2-2-3 変更する小型船だまりの規模及び配置

地区名	施設名	船舶種類(隻数)	施設規模	施設の規模及び配置の考え方
江尻	江尻船だまり	漁船 ・休憩用(7隻)	<ul style="list-style-type: none"> <li>江尻波除堤 111m(うち 91m既設) [既設の変更計画]</li> <li>船揚場 25m [既定計画の変更計画]</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>航走波による影響を最小限にとどめ静穏を確保するよう、既設の波除堤に連続して波除堤 20mを南北方向に配置する。</li> <li>漁船の係留必要延長を充足する規模の船揚場延長を確保し、漁業者の要請等を踏まえ江尻波除堤の南側へ配置変更する。</li> </ul>



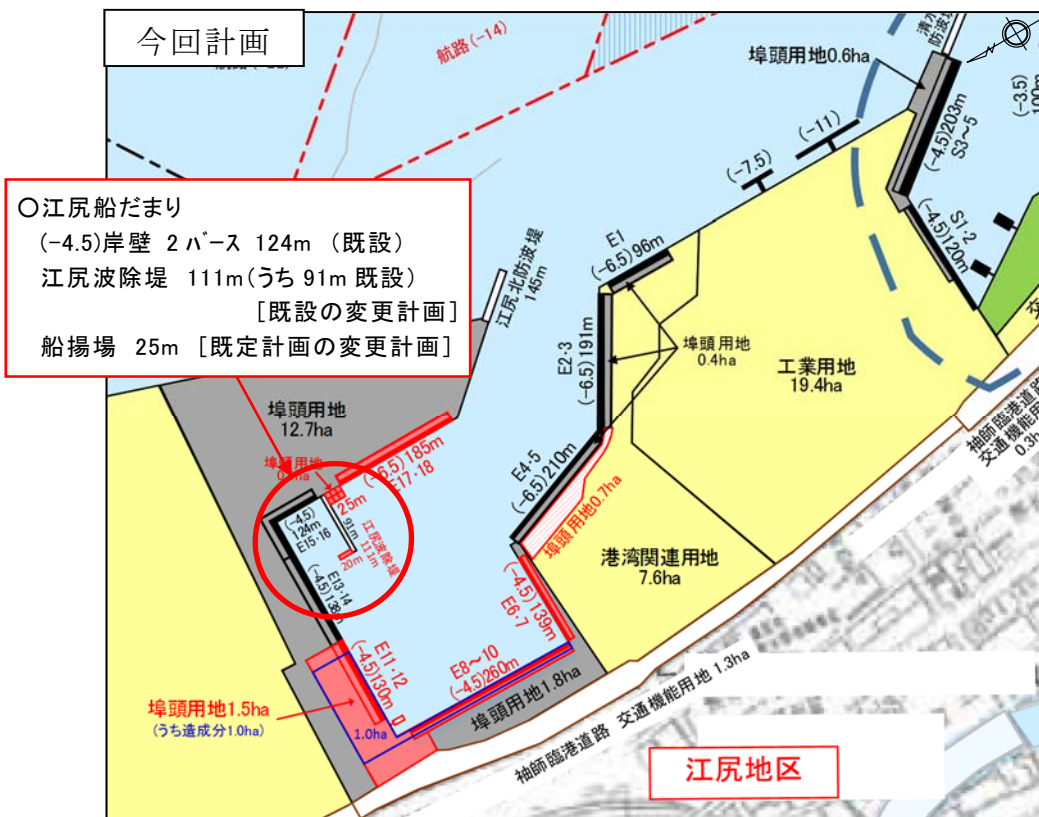


図 2 - 2 - 1 変更する小型船だまりの位置図 (江尻地区)

### 3 港湾の環境の整備及び保全に関する資料

#### 3-1 港湾環境整備施設計画

公共埠頭計画に対応するとともに、JR 清水駅との近接性を活かしたウォーターフロントの賑わい創出に向けた旅客・交流機能の拡充を図るため、緑地計画を変更する。

表 3-1-1 今回変更する緑地計画

地区名	名称	面積(ha)	主な用途	備考
江尻	江尻緑地(仮)	0.7	休息緑地	既定計画の削除



図 3-1-1 今回変更する緑地計画の位置図（既定計画）

## 4 土地造成及び土地利用計画に関する資料

港湾施設の計画に対応するとともに、港湾機能の調和を図るため、江尻地区において土地造成及び土地利用計画を次のとおり変更する。

### 4-1 土地造成及び土地利用計画の変更

#### (1) 土地の造成に係る土地利用の区分別面積と変更理由

土地の造成に係る土地利用の区分別面積と変更の理由は、次のとおりである。

表4-1-1 土地の造成に係る土地利用の区分別面積と変更理由

地区名	変更前		変更後		変更理由
	土地利用区分	面積(ha)	土地利用区分	面積(ha)	
江尻	交流厚生用地 緑地	0.2	埠頭用地	1.0	石油類や水産品等の内貨貨物取扱いや旅客機能等の多目的な利用形態に対応するため、交流厚生用地及び緑地を埠頭用地へ変更する。
		0.5			
		0.7		1.0	

#### (2) 土地の造成に係らない土地利用の区分別面積と変更理由

土地の造成に係らない土地利用の区分別面積と変更の理由は、次のとおりである。

表4-1-2 土地の造成に係らない土地利用の区分別面積と変更理由

地区名	変更前		変更後		変更理由
	土地利用区分	面積(ha)	土地利用区分	面積(ha)	
江尻	埠頭用地 交流厚生用地 緑地	16.3	埠頭用地	16.8	石油類や水産品等の内貨貨物取扱いや旅客機能等の多目的な利用形態に対応するため、交流厚生用地及び緑地を埠頭用地へ変更する。
		0.3			
		0.2		16.8	
		16.8		16.8	

(3) 今回変更する土地造成及び土地利用計画図

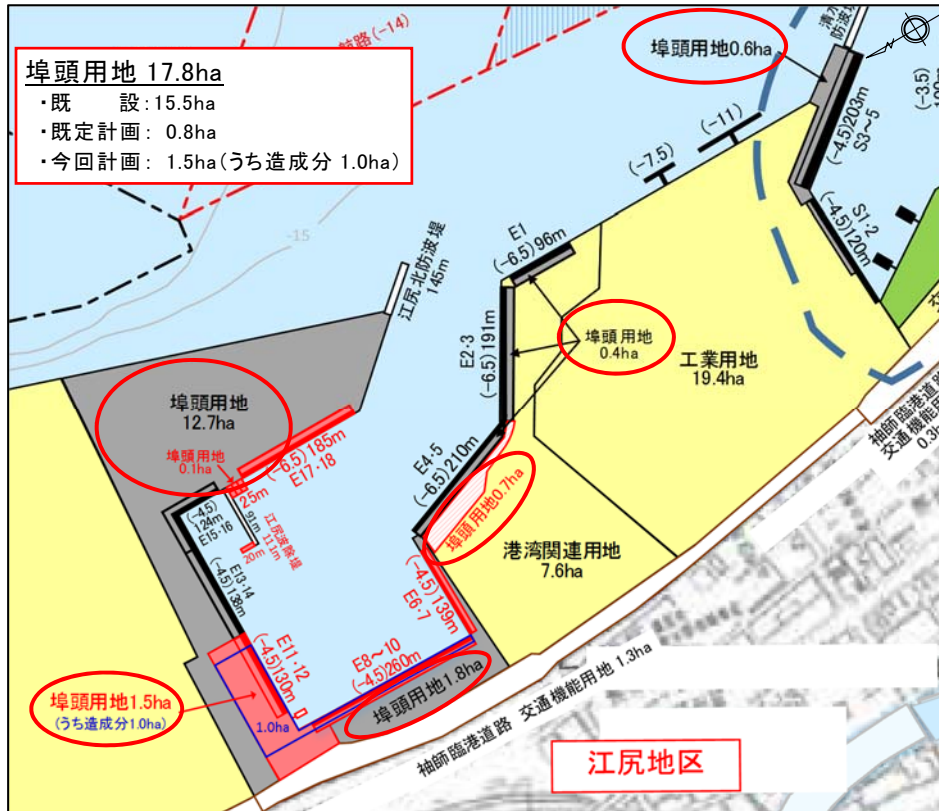


図 4 - 1 - 1 土地造成及び土地利用計画図 (今回計画)

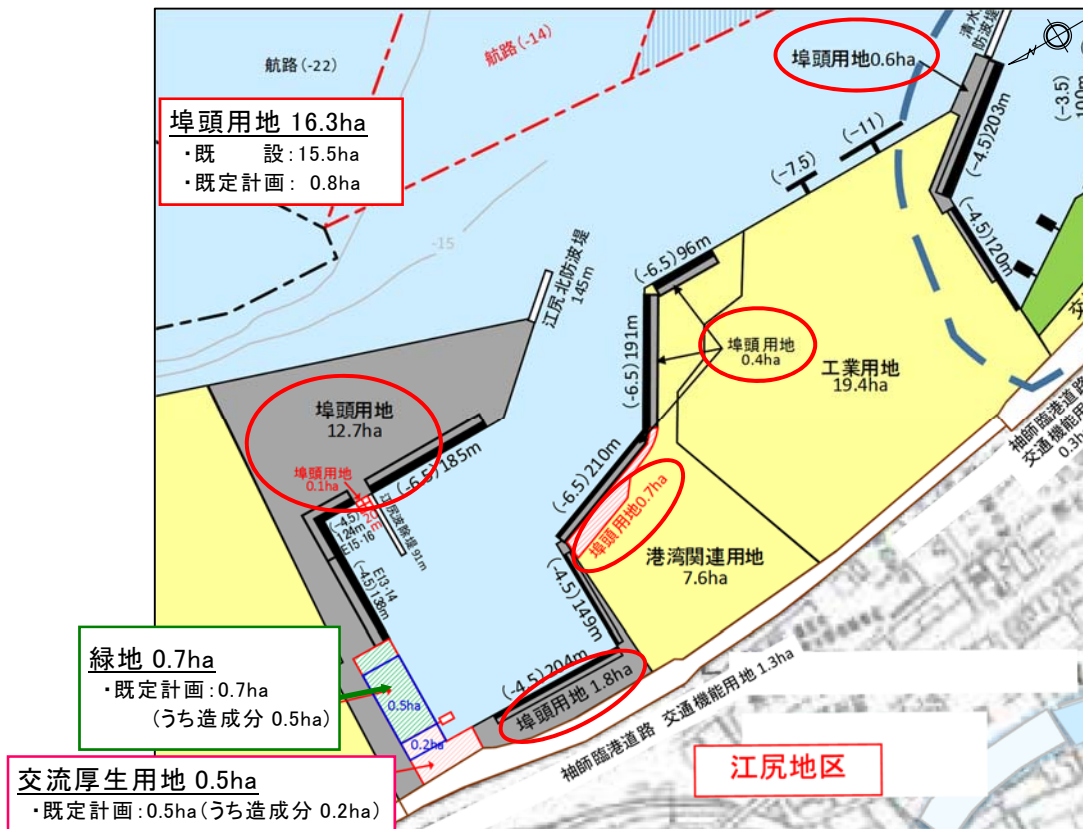


図 4 - 1 - 2 土地造成及び土地利用計画図 (既定計画)

## 4-2 土地造成及び土地利用計画

### (1) 土地造成計画

土地造成計画は次のとおりである。

表4-2-1 変更後の土地造成計画

単位：ha

地区名	用途						
	埠頭用地	港湾関連用地	交流厚生用地	工業用地	交通機能用地	緑地	合計
江尻	(1.0) 1.0						(1.0) 1.0

注1) ( )は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地造成計画で内数である。

注2) 今回の変更に係る地区のみ記述した。

表4-2-2 変更前の土地造成計画

単位：ha

地区名	用途						
	埠頭用地	港湾関連用地	交流厚生用地	工業用地	交通機能用地	緑地	合計
江尻			(0.2) 0.2			(0.5) 0.5	(0.7) 0.7

注1) ( )は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地造成計画で内数である。

注2) 今回の変更に係る地区のみ記述した。

### (2) 土地利用計画

土地利用計画は次のとおりである。

表4-2-3 変更後の土地利用計画

単位：ha

地区名	用途						
	埠頭用地	港湾関連用地	交流厚生用地	工業用地	交通機能用地	緑地	合計
江尻	(17.8) 17.8	(7.6) 7.6		(19.4) 19.4	(1.3) 1.3		(46.1) 46.1

注1) ( )は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 今回の変更に係る地区のみ記述した。

表4-2-4 変更前の土地利用計画

単位：ha

地区名	用途						
	埠頭用地	港湾関連用地	交流厚生用地	工業用地	交通機能用地	緑地	合計
江尻	(16.3) 16.3	(7.6) 7.6	(0.5) 0.5	(19.4) 19.4	(1.3) 1.3	(0.7) 0.7	(45.8) 45.8

注1) ( )は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 今回の変更に係る地区のみ記述した。

## 5 環境の保全に関する資料

### 5-1 環境への影響と評価

#### (1) 大気質への影響と評価

今回の計画変更に伴う大気質への影響は、大気質への負荷が著しく増大するものではないことから、大気質に与える影響は軽微であると考えられる。

#### (2) 騒音・振動による影響と評価

今回の計画変更に伴う港湾からの発生集中交通量は、著しく増大するものではないことから、騒音・振動による影響は軽微であると考えられる。

#### (3) 潮流への影響と評価

今回の計画変更において、造成される土地は港内側に位置しており、潮流の大きな変化も想定されないことから、潮流に与える影響は軽微であると考えられる。

#### (4) 水質・底質への影響と評価

今回の計画変更において、潮流の大きな変化も想定されないことから、水質・底質に与える影響は軽微であると考えられる。

#### (5) 生態系への影響と評価

今回の計画変更に伴う大気質、水質・底質への影響は軽微であると予想されることから、生態系への影響は軽微であると考えられる。

#### (6) 総合評価

今回の計画変更に伴う周辺的环境に及ぼす影響について検討した結果、環境に及ぼす影響は軽微なものであると考えられる。

なお、今後とも環境保全について十分配慮するとともに、本計画の実施にあたっては、工法・工期等について検討し、十分な監視体制のもとに、環境に与える影響を少なくするよう慎重に行うものとする。

## 6 その他の資料

### 6-1 新旧法線対照図

【江尻地区】

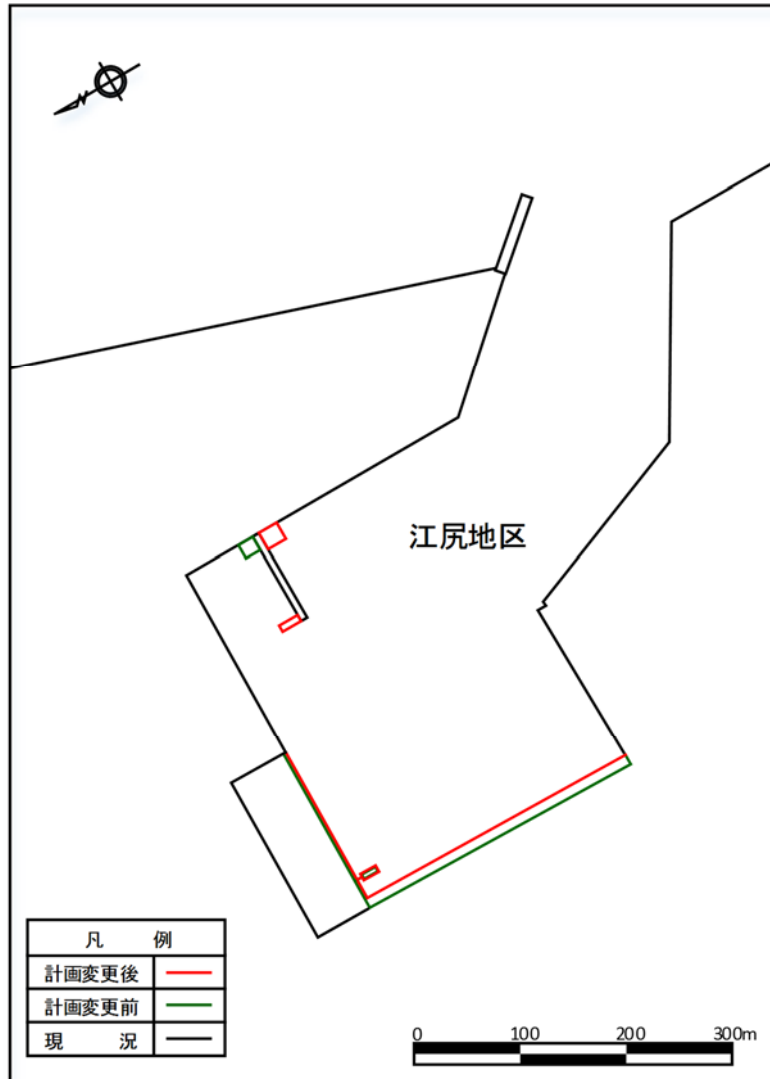


図 6-1-1 新旧法線対照図

## 6-2 静岡県地方港湾審議会委員名簿

委員 (21名)

平成31年3月1日現在(敬称略、アイウエオ順)

選任区分	氏名	役職名
学識経験者 (9名)	石川 春乃	静岡理工科大学理工学部准教授
	伊吹 裕子	静岡県立大学食品栄養科学部教授
	海野 俊也	(株)静岡新聞社編集局専任局長兼論説副委員長
	大村 哲夫	一般財団法人みなと総合研究財団顧問
	岡田 夕佳	東海大学海洋学部准教授
	五味 響子	しずおか流域ネットワーク副会長
	重川 希志依	常葉大学大学院環境防災研究科教授
	篠原 正人	福知山公立大学地域経営学部特任教授
	深澤 美子	静岡県商工会女性部連合会理事
港湾関係者 (6名)	阿部 且	日本船主協会 (日本郵船(株)横浜支店長)
	磯谷 千代美	特定非営利活動法人 NPO 株式会社・しみず理事長
	中村 政一	清水水先区水先人会会長
	西尾 忠久	清水港運協会会長 (鈴木(株)代表取締役副社長)
	森本 雷行	全日本海員組合静岡支部長
	藪田 国之	静岡県漁業協同組合連合会代表理事会長
県議会議員	山崎 真之輔	静岡県議会建設委員長
国の地方行政 機関の職員 (4名)	石澤 龍彦	国土交通省中部運輸局長
	勢田 昌功	国土交通省中部地方整備局長
	田中 裕二	第三管区海上保安本部清水海上保安部長
	武藤 義哉	財務省名古屋税関長
市町代表者 (1名)	田辺 信宏	静岡市長